

きよすスポーツクラブ規約細則

(趣旨)

第1条 この細則は、きよすスポーツクラブ規約第9条及び第10条の規定により、きよすスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の入会手続及び会費の納入について必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 クラブに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

(変更)

第3条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、入会申込書変更届（様式第2号）を速やかに提出しなければならない。

(年会費)

第4条 クラブの年会費の額は、別表のとおりとする。

(年会費の納入)

第5条 年会費は、入会申込書を提出するときに、現金で納入することとする。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会で定める。

附 則

この細則は、平成25年3月23日から施行する。

別表（第4条関係）

	種 別	金 額
年 会 費	ファミリー（大人1人、子ども2人まで）	10,000円
	大人（高校生以上）	6,000円
	子ども（中学生以下）	3,000円

※ 平成25年度の年会費は、大人5,000円、子ども2,500円とする。